

通知預金規定

1. 普通預金等共通規定

通知預金の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の普通預金等共通規定により取扱います。

2. 預入れの最低金額

この預金の預入れは3万円以上とします。

3. 預金の支払時期等

(1) この預金は預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2) 後記第7条第3項から第5項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

4. 証券類の受入れ

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合は証書と引換に、通帳式の場合は通帳の当該受入の記載を取消したうえ、当店で返却します。

5. 利息

(1) この預金の証書（または通帳）記載の利率は預入日における店頭表示金利です。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。

ただし、この預金の利率について、上記の利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1千円とします。

6. 取引の制限等

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(3) 3年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

(4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

7. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳と届出印章（キャッシュカードの発行を受けている場合はキャッシュカード）を持参のうえ、当行本支店にお申出下さい。
- (2) 第1項の解約手続に加え、当該預金口座の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。
- (3) 次の第1号から第8号のいずれか一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が「普通預金等共通規定」第7条第1項に違反した場合
- ③ 当行が法令による本人確認等を行うにあたり確認した事項および第6条第1項もしくは第2項に定める顧客情報等に関する各種確認や提出された資料について、偽りがあることが明らかになった場合
- ④ この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- ⑥ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において預金者等の所在が明らかでなくなったとき
- ⑦ 第6条第1項から第3項までに定める取引の制限等が1年以上にわたって解消されない場合
- ⑧ 第1号から第7号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (4) 第3項のほか、次の第1号から第3号のいずれか一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、この解約によって預金者等に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）に該当すること、または次のAからEのいずれか一つにでも該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEのいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- D. 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

- (5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 第3項から第5項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

8. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかつたときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

9. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、第2項から第5項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、または第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳等は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 第1号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。